EIPS からの情報提供 Vol.85

「第13回輸入手続の所要時間調査の実施について(協力依頼)」

財務省関税局・税関は、従来から適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の 迅速化を図るため、種々の施策を講じてきています。

これらの導入効果を調査し、今後の迅速化のための施策を推進していく上での参考とするため、令和6年3月11日(月)から3月17日(日)までの一週間に渡り、第13回輸入手続の所要時間調査(前回第12回は平成30年に実施)を実施することとしています。

- ○「第 13 回輸入手続の所要時間調査の調査対象とする申告」 https://www.customs.go.jp/form/2024/13_taisyousinkoku.pdf
- 「上記の「調査対象とする申告番号」に該当する輸入申告を取り扱うこととなった 通関業者におかれましては、「実施要領(航空・海上共通)」の内容を確認いただき、 次の該当するいずれかのボタンをクリックして調査票回答フォームへお進みくださ い。
 - ・第13回 輸入手続の所要時間調査(航空貨物)実施要領 第13回 輸入手続きの所要時間調査に関する調査(航空貨物): 税関 Japan Customs
 - ・第13回 輸入手続の所要時間調査(海上貨物)実施要領 第13回 輸入手続きの所要時間調査に関する調査(海上貨物):税関 Japan Customs